

令和2年6月8日

愛知中央SR経営労務センター
社会保険労務士会員 各位

愛知中央SR経営労務センター
会 長 田 中 洋

労働保険料等の納付猶予の特例について

標記については、新型コロナウイルスの影響により、労働保険料等を納付することが困難となった場合の猶予制度の特例を創設されたことに伴い、令和2年5月29日付けで愛知労働局総務部労働保険適用・事務組合課より通知がありました。

当事務組合といたしましても、委託事業場より相談を受けておられる社会保険労務士会員にご通知いたしますので、この申請をされたい事業場につきましては、下記により当事務組合へご提出いただきますようお願いいたします。

なお、会員の皆様から中小事業主へ周知する案内文を添付しますので、参考としてください。

記

1 納付猶予の要件

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間1か月以上)において、事業に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② ①により、一時に納付を行うことが困難であること。
- ③ 納期限までに申請書が提出されていること。

※ 詳しくは「労働保険料等の納付猶予（特例）の申請の手引き」「労働保険料等の特例猶予制度FAQ」を参照してください。

2 猶予対象となる労働保険料等

令和元年度の確定保険料と令和2年度の概算保険料

3 申請方法

(1) 手順

① 猶予申請書の作成

委託事業場が「労働保険料等納付の猶予申請書」（事務組合の委託事業場用）について作成していただきます。

記入方法につきましては、「労働保険料等の納付猶予（特例）申請の手引」をご覧ください。

この際に、様式中「事務組合が延納を希望する場合」欄に猶予期間が示されており、

第1期：令和3年 8月31日までの1年間

第2期：令和3年11月16日までの1年間

第3期：令和4年 1月29日までの1年間（1年間とみなす）

必要な猶予期間にレ点をつけてください。

猶予額の計算につきましては、

令和2年2月以降の任意の期間（1ヶ月以上）において、収入が前年同期間に比べておおむね20%以上減少した月を記入して下さい。

申請書の添付資料につきましては、別紙「申請書の記載にあたり根拠となる書類一覧」を作成いただきあわせてご提出ください。

② 事務組合への提出

委託事業場より、上記①の「労働保険料等納付の猶予申請書」（事務組合の委託事業場用）、別紙「申請書の記載にあたり根拠となる書類一覧」及び付属書類を愛知中央SR経営労務センター（以下「当センター」という。）へ関係書類を添えて提出して下さい。

なお、提出期限については、委託事業場からの銀行引き落としを行わない旨の依頼を銀行に行う関係から

提出期限：令和2年7月3日（金）（期間厳守）

までをお願いいたします。

③ 当センターから労働局への提出

ご提出いただきました「労働保険料等納付の猶予申請書」（事務組合の委託事業場用）の内容確認を行い、労働保険番号ごとにとりまとめ、「納付猶予申請内訳書（事務組合用）」を作成し、申告書、申告内訳書（猶予事業場であることを示したもの）と併せ愛知労働局へ令和2年7月31日に提出予定です。

（2）効果

この猶予申請許可されますと、労働保険料の納付時期猶予が1年間猶予され、この間の延滞金はかかりません。（3期分は、1月29日を期

限とするため1年未満となる。)

しかし、あくまでも本来の労働保険料を納付されていないため「労働保険料の滞納事業場」としての管理を行っていく関係上滞納事業場としての報告は必要となります。

(3) 労働保険料の振込手続き

猶予許可されますと、銀行口座より引き落としを行わない措置を行いますので、一部でも猶予を受けた場合は、別途労働保険料の振込手続きが必要となります。

(4) 記入書類について

記入する書類につきましては、当センターのホームページに掲載しておりますので、ご使用ください。

(5) 年会費について

猶予許可されますと、銀行引き落としを停止する関係上、当センターの年会費については、令和2年7月27日までに振込をいただくこととなります。